

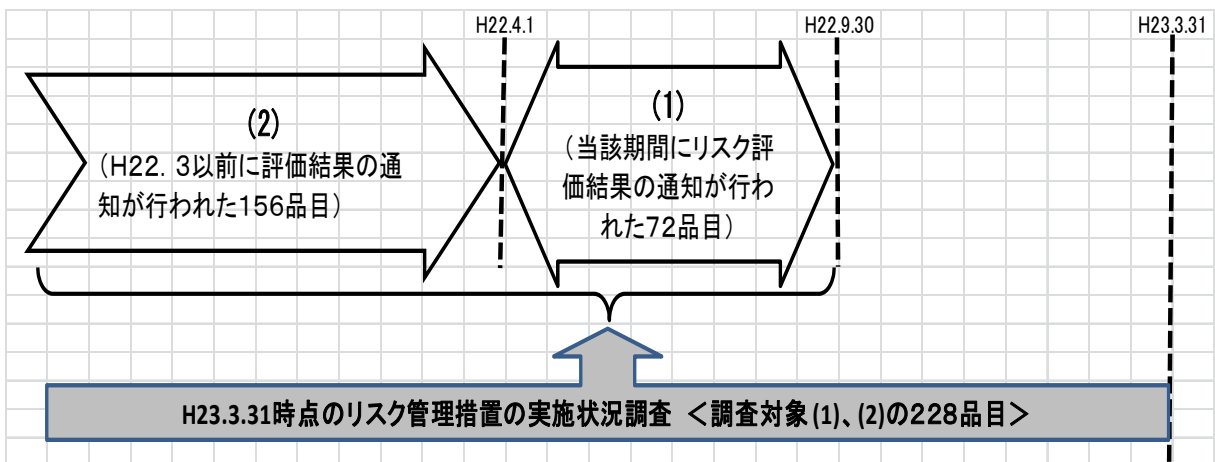
食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成 23 年 3 月末時点)

《調査の概要》

- 食品安全委員会が行った食品健康影響評価（リスク評価）が、食品の安全性の確保に関する施策（リスク管理措置）に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関（リスク管理機関）の施策の実施状況について、年 2 回調査を行っているもの。

《調査対象》

- 本調査は、
 - (1) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に、リスク管理機関に対して評価結果の通知を行った評価品目（6 分野、72 品目）
追加物 7 品目、農薬 26 品目、動物用医薬品 26 品目、化学物質・汚染物質 2 品目、遺伝子組換え食品等 10 品目、新開発食品 1 品目
 - (2) (1)以前に評価結果の通知が行われたが、前回までの調査において、具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（9 分野、156 品目）
追加物 9 品目、農薬 85 品目、動物用医薬品 27 品目、化学物質・汚染物質 28 品目、微生物・ウイルス 2 品目、かび毒・自然毒 1 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目、新開発食品 1 品目、肥料・飼料等 2 品目を対象とし、平成 23 年 3 月 31 日時点の施策の実施状況について調査を行った。



《施策の実施状況の概況》

- 今回の調査対象 228 品目のうちリスク管理措置が講じられたものは 97 品目であった。リスク管理措置の傾向として前回調査（平成 22 年 9 月末時点）よりリスク管理措置済みのものの割合は高くなっている（※）。
 - ※ リスク管理措置済みの割合 今回：43% 前回：31%

- リスク管理措置済のもの（資料 3-2 の一覧表の A に分類）については、いずれも評価結果を踏まえて適切なリスク管理措置がなされていると考えられる。

【詳細は資料 3-3】

- リスク管理措置が済んでいないものの進捗状況については、評価結果を通知してから 2 年以上「審議会等の準備中 (F)」となっているものが農薬において 6 品目、動物用医薬品において 4 品目見られる。これらはいずれも、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）の収集中であるためとされている。

【詳細は資料 3-2】

- なお、「その他 (G)」の 32 品目については、
- ・ 農薬で清涼飲料水に関するもの(※1)が 22 品目
 - ・ 動物用医薬品で薬剤耐性菌に関するもの(※2)が 8 品目
 - ・ 農薬で用途拡大に伴い再度評価依頼を行う方向で調整中のものが 1 品目
 - ・ 新開発食品で申請者が申請の取り下げを行う方向で調整中のものが 1 品目
- となっている。

※1) 清涼飲料水中の規格基準の設定のために評価依頼を受けたが、平成 22 年 12 月に、厚生労働省において、清涼飲料水の成分規格としてではなく、ポジティブリスト制の導入に伴う農薬の暫定基準値の見直しの中で対応するという方針が決定されたもの。

※2) 評価書において、薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要があり、これについては検討中とされているもの。

【詳細は資料 3-2】

(参考)

《調査方法》

- 調査は、リスク管理機関から、対象の評価品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」による報告（平成 23 年 3 月 31 日現在）を受けることで行った。